

令和6年度第1回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	令和6年7月5日(金)10時00分から11時30分まで										
開催場所	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構本所 3階研修室 (佐賀市鍋島町大字森田 912番地)										
出席者	(委員) 深川委員、赤星委員、帯屋委員、東島委員、倉富委員 (事務局) 建設・技術課長 他5名 (審査対象機関) 有明海沿岸道路整備事務所 東部土木事務所 杵藤土木事務所 佐賀中部農林事務所 入札・検査センター										
会議の公開 ・非公開	公開(ただし、自己採点型以外の総合評価落札方式による入札案件の個別評価点に係る審査については、非公開)										
非公開理由	自己採点型以外の総合評価落札方式による入札を行った案件の個別評価点(評価の内訳)については、個別企業の技術者に係る個人情報や企業独自の技術的情報が含まれるため。										
会議概要	<p>審査対象期間(令和5年12月1日～令和6年3月31日)に契約した3,500万円以上の工事128件の中から、委員が抽出した9件の工事について審査</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">抽出案件</th> <th>9件(2件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>一般競争入札</td> <td>0件(-)</td> </tr> <tr> <td>条件付一般競争入札</td> <td>9件(2件)</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>0件(-)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数</p>	抽出案件		9件(2件)	内 訳	一般競争入札	0件(-)	条件付一般競争入札	9件(2件)	随意契約	0件(-)
抽出案件		9件(2件)									
内 訳	一般競争入札	0件(-)									
	条件付一般競争入札	9件(2件)									
	随意契約	0件(-)									

審議概要(案)

委員	県(○発注者、◆事務局)
<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式(自己採点型以外)による条件付一般競争入札の2案件の個別評価点(評価点の内訳)に係る審議等については、非公開とする。 	
<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約状況 ② 指名停止等の運用状況 	<p>◆配布資料により説明</p>
<p>2 審議事項</p> <p>資料番号 90 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改 2B第 2110208-009 号 国道 208 号道路改良(国道)(2B)工事(道路改良工)(令和 5 年度国補正)</p> <p>資料番号 85 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改2B第 2110208-008 号 国道208号道路改良(国道)(2B)工事(道路改良工)(令和5年度国補正)</p> <p>資料番号 92 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改2A第 2111444-002 号 国道444号道路改良(国道)(2A)工事(道路改良工)(令和5年度国補正)</p> <p>資料番号 94 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改 2B 第 2110208-006 号 国道208号道路改良(国道)(2B)工事(道路改良工)(令和5年度国補正)</p>	
<p>◎国道 208 号の土木一式工事に参加者数が多いのは、なぜか。 90・91・93・94 は同じ個所の工事かと思われるが落札率が 92%と同じなのはなぜか。(90)</p> <p>◎細分された同種の工事に対して、多くの応札者の中から予定価格順に取り分けで順に落札し、全て落札率 92%。総合評価方式の本来の趣旨が機能していないのではないか。 くじの方が、業者、事務所双方が無駄な労力を使わなくて良いのでは?(85、92)</p>	<p>○道路改良工事の工事实績がある、特A級業者を対象としており、参加するハードルとしては高くなく道路改良工事の受注実績がある多くの業者が参加している。</p> <p>○住家等から離れている現場が多く、現場への工事用道路も確保されていることから、予定通りの工事進捗が見込める。</p> <p>○予定通りの工事進捗が見込めることと、入札参加者も多いことから最低制限価格で入札されている状況である。(90)</p> <p>○総合評価方式(自己採点型B)の入札参加資格要件に合致する業者が入札に参加し、規定に従って評価した結果、最高評価値(最低制限価格で最高評価点)の業者が複数存在しているため、くじ引きにより決定している状況。 (85、92)</p>

<p>◎「有明海沿岸道路」工事の中での最高額工事なので94を上げた。 (「有明海沿岸道路」工事は、応募者数も入札者数も多く、また落札率も92%と揃っている。)入札状況を確認したい。 (94)</p>	<p>○応募者数19社のうち、2社が入札辞退となっており、1社が他工事落札のため資格喪失となっている。 ○最終入札参加者は16社となり、入札金額は全社(16社)が県で設定している「低入札調査基準価格」の121,890,000円で入札を行っており、評価点(112)が最高であった。10社でくじ引きを行い、業者を決定している。 (94)</p>
<p>◎有明海沿岸道路の工事については、業者が入札したいと考える案件。92%での応札は、5番目でも6番目でもいいから滑り込みたいという表れではないか。また、予定価格は高い方が業者としてもはりきるのではないか。</p>	<p>○予定価格については、現場の要件等を加味して作成している。 ○令和5年度の国の補正予算として措置されたもので国補正予算だから予定価格が高くなるという事象はない。</p>
<p>資料番号 27 <東部土木事務所> 特産造成第 9909031-002 号 吉野ヶ里町県営産業用地造成(特別会計)工事(造成工) 資料番号 100 <東部土木事務所> 通常砂防第 1810011-001 号 中原通常砂防(指定)工事(堰堤工)(令和5年度国補正) 資料番号 28 <東部土木事務所> 特産造成第 9909031-003 号 吉野ヶ里町県営産業用地造成(特別会計)工事(造成工)</p>	
<p>◎高額工事にも関わらず、応募者は3者あったが入札者は1者である。この経緯を知りたい。当初契約日が同じ28の工事入札とも関係するのか?(27)</p> <p>◎工事を3分割し、JV3社が順番で取り分けして、実質1者入札と変わらない。JVを沢山は組めないのか。</p> <p>◎落札率が高いため実質的に1者入札的な雰囲気があったように感じる。</p> <p>◎この3件について、もっと、多くのJVが応札を見込んだが、結果として3者だったのか。</p>	<p>○同日開札の工事を3本発注し取り分け設定を行っていた。 ○当該工事の開札は3本目となっており、応募者3者のうち2者は先に開札があった工事(資料番号24,28)の落札決定を受け資格を喪失しているため、1者応札という結果となったもの。 (27)</p> <p>(構成員①)特A級(県内本店有)27者 (構成員②)A級(東部土木管内)15者あり、 ○構成員の要件で言いますと最大21組が可能。</p> <p>○最終的に1者となっているが、3件とも3者で競合している。</p> <p>○多くのJVの参加を希望しているが、結果的に3者の入札となった。</p>

<p>◎21組が入札可能であるのに、結果的に3社になってしまったことを受け、要件を緩和する方向にはならないのか。例えば、エリアを広げるとか。</p> <p>◎競争原理が働かない場合は要件が見直しにならず（落札率が高止まりの場合）、不落にならないと見直しはないということか。</p>	<p>○不落が発生した場合は、検討することになる。</p> <p>○受注者確保という観点から、広く周知を徹底することに努める。</p>
<p>◎17、21、65、77、100 いずれも同じ会社が落札しており、落札率は99%から100%である。 競争が働かない理由として、どのようなことが考えられるか。(100)</p> <p>◎特殊性がある工事の入札者を増やし、競争を働かせるため何か対策として考えているか。</p>	<p>○当該工事はいずれも、山間部の現場であり、現場に隣接する既存道路が狭小であり、河川内には、巨大な転石が多いところであるため、平地部に比べると現場状況の把握と施工計画立案に時間を要するため、応札者が少ないと推察される。(100)</p> <p>○応札者が少ない原因として、山間部の現場は非常に条件が厳しいことがいえる。標準歩掛では対応できないところでは、当該現場での見積りで適正な価格の設定をすることが必要と考えている。また、業者の人手不足もあって、山間部の工事に限らず条件が悪い工事は敬遠されがちであり、業界の構造的な問題もあるのではないかと。そのような中でも、業者が計画的に受注できるよう早い段階で工事の発注見通し等を周知していくなどの対策が考えられる。</p> <p>◆補足だが、こういう急峻な現場では、成績を加点する取り扱いがある。成績が上がることで、(次の入札が総合評価方式であれば)受注にも結び付き易くなる。</p>
<p>◎吉野ヶ里町県営産業用地造成(特別会計)工事(造成工)3件 3JVにより取り抜け順落札、しかも高額で落札率も高い。総合評価方式が機能していないのでは?(28)</p>	<p>○同日開札の工事を3本発注し取り抜け設定を行っていた。</p> <p>○総合評価落札方式は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行うことにより、発注者にとって最も有益な申込を行った者を落札者として決定する入札契約方式である。総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力が担保されるものとする。(28)</p>
<p>資料番号 108 <杵藤土木事務所> 道橋補助第 3130257-001 号 梅野有田線(今山工区)道路橋りょう補助工事(道路改良工)(令和5年度国補正)</p>	
<p>◎入札参加者が4者(応募者8者)いるにもかかわらず、落札率が高止まり(99.14%)している理由及び辞退者</p>	<p>○当該工事は、沿道に住家や病院が立地している道路を供用しながら拡幅する工事で、安全対策への特段の配慮が必要な工事であるため、安全対策に要する経費の増額の可能性があることか</p>

<p>が4者出た理由を確認したい。</p> <p>場所は異なるが、同時期かつ同様の工事と思われる No.112 は入札参加者3者で落札率 92%であるため、その点を踏まえて説明していただきたい。</p> <p>◎工事現場の特殊性は予定価格に反映されるものなのか。</p> <p>◎現場の実情を踏まえた予定価格の設定は難しいかと思うが、工事現場の状況について全ての要素が予定価格に反映されないものと考えれば、落札率というのは上下するという印象を受ける。</p>	<p>ら、落札額を高く設定したのではないかと推察される。</p> <p>○入札辞退については、辞退した4者に聞き取りを行ったところ、予定技術者の配置ができなくなったとのこと。</p> <p>◆No.112 が入札参加者3者で落札率 92%となっている理由については、一般交通への影響が少ない拡幅部の工事であり、比較的施工がしやすい工事であったことから、落札率が低かったものと推察される。</p> <p>◆例えば安全対策の費用は直接工事費に対する率で計上されることとなっており、率に含まれない特殊な対策が必要となれば更なる積み上げを行うこととなる。</p> <p>◆想定されるリスクに対する安全対策で実際に現場で要する費用により、落札率が上下する要因になると考えられる。</p>
---	--

資料番号 18 <佐賀中部農林事務所>

県営地沈第 5411001-005 号

佐賀中部地区県営地盤沈下対策事業工事(用水路工)

<p>◎入札参加者が4者いるにもかかわらず、落札率が高止まり（100%）している理由を確認したい。</p> <p>◎4者中3者が100%で入札したことに違和感を感じる。多少なりとも差がつかないものなのか。</p> <p>◎同様の工事内容で、No.19 が同じく100%で落札されているが、時期的若しくは工事内容において、競争が働きにくい要因があったのか。</p>	<p>○工事の入札参加者は4者で、うち、3者が設計金額に対し100%で応札していた。このため、技術評価点（企業の施工能力及び配置予定技術者の能力）の最も高い者が落札者として決定されることとなるが、最も高い者が2者あったため、結果、くじ引きにより落札者が決定された。</p> <p>○工事内容は、既設コンクリート用水路の老朽化に伴う改修工事である。工事にあたっては、用水路に隣接する道路からの工事を行う必要があり、工事に必要な敷鉄板、鋼矢板等の資材確保に係る費用や下請け業者の確保費用等、受注後の収益性を考慮して高止まりの応札額になったものと推察される。</p> <p>○今回のような工事は、本来、農地側から行うが、地権者の理解が得られず農地借用ができなかったため、道路側からの施工となったことが費用の嵩む要因と考えられる。</p> <p>○パイプラインの補修工事であり、地権者との事前調整が重要になってくる。工事のみにかかわらず地域との良好なコミュニケーション等も求められる。結果的に、工事から派生する交渉・調整等も多く、非常に難しい工事と言える。</p>
---	--

【会長からのコメント】

心配しているのは、「2024 問題」「人手不足」「インフレ」3つの要因が建設界に一度にやってくること。

また、佐賀県では最近災害が増えてきている。そういうことを含めて、審議会では、最終的に競争ができていくかについて責任を持たなければならない。

今回の審議内容を見ても、新しい波、新しい審議内容が増えたなど感じる。今までにない疑問点が出てきた。

当審査会が従来どおり競争の審議ができるよう、環境づくりに努める必要があると考える。